

経営安定特別相談室

～ 専門家が経営安定について相談に応じています。～

経営安定特別相談室は、呉商工会議所内に設置されており、倒産の恐れのある中小企業から事前に相談を受け、商工調停士を中心に対策を検討し、再建あるいは円滑な整理を図ることにより、企業倒産に伴う地域の社会的混乱を未然に防止することを主な目的としています。また、ご相談についての費用はすべて無料ですが、民事再生、自己破産などの法律手続きを弁護士に委任するような場合は、相談者の負担となります。



相談窓口は

中小企業の倒産を防止するためご相談については、全国の214の商工会議所と47都道府県商工会連合会の合計261ヶ所にそれぞれ設置されている「経営安定特別相談室」で受け付けています。

商工調停士とは

商工調停士とは、「経営安定特別相談室」の責任者で、中小企業の倒産に係る諸問題の円滑な解決のための相談・指導を総括するのがその職務です。商工調停士は、商工会議所会頭よりその職務を委嘱されています。

お申込にあたって - ご相談の秘密は厳守します -

相談室では、お申込にあたっては、危機に陥った経緯など簡単な相談内容を聞かせて頂くと共に、今後の相談・指導の参考にさせていただくため、必要な資料の提出をお願いします。

相談は出来るだけお早めに

まだなんとかなる…もう少しガンバレば…と、事業を続けていくうちに、事態はより深刻になり、傷口を大きく広げることが少なくありません。経営の先行きに不安が生じたらお早めにご相談ください。

ご相談申込 呉商工会議所

問い合わせは **経営安定特別相談室** (0823) 21-0151